

さが伝統産業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大により、長期にわたり深刻な影響を受けている国指定伝統的工芸品及びその原材料等、県指定伝統的地場産品並びに県指定に準ずる伝統的地場産品の製造等（以下「伝統産業事業」という。）の事業者及び団体（以下「事業者等」という。）に対して、伝統産業事業の継続を支え、伝統的技術を次の世代に継承するために、さが伝統産業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 国指定伝統的工芸品 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき指定された伊万里・有田焼及び唐津焼をいう。
- (2) 県指定伝統的地場産品 佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱（平成5年制定）に基づき指定された伝統的地場産品をいう。
- (3) 県指定に準ずる伝統的地場産品 前二号に準じるものとして県が特に認める伝統的地場産品。

(支援金の対象事業者)

第3条 この支援金の交付対象となる事業者等（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 別表1から別表3に定める事業者等であること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、事業者等における令和3年3月から6月のいずれかの月の売上が、前年（2020年）又は前々年（2019年）同月と比べ減少していること。
 - (3) 令和3年4月から6月までの期間に伝統産業事業にかかる経費を、法人又は団体にあつては20万円以上、個人事業主にあつては15万円以上支出しており、県内において今後も伝統産業事業を継続する意思があること。
 - (4) 対象事業者が交付申請の時点で、次項及び第3項の要件を満たしていること。
- 2 前項の対象事業者は、自己又は法人その他の団体若しくは法人その他団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の対象事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、法人又は団体にあつては20万円、個人事業主にあつては15万円とする。

(支援金の交付申請兼交付請求)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、さが伝統産業支援金交付申請書兼交付請求書(以下「交付申請書兼交付請求書」という。)に掲げる書類を添付し、次項に定める期間内に知事に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。
- 2 前項の交付申請書兼交付請求書の提出期間は、令和3年7月26日から令和3年8月31日までとする。ただし、相当な理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

(支援金の交付決定、額の確定及び支払)

- 第6条 知事は、前条の交付申請書兼交付請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、支援金の交付決定及び額の確定を行うものとする。
- 2 申請者の指定口座への支援金の振込みをもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。
- 3 第1項の審査の結果、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の交付申請書兼交付請求書を受理してから支援金の交付決定及び額の確定をするまでに通常要すべき期間は30日とする。

(支援金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 申請内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、支援金の交付にかかわらない軽微な変更については、この限りではない。
 - (3) 令和3年4月から6月の伝統産業事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度末まで保管すること。
- 2 知事は、支援金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(支援金の交付の決定の取消し等)

第8条 知事は、虚偽や不正な手段により支援金の交付を受けたと認められるときは、交付の決定を取り消すとともに、その旨申請者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した支援金について全部を返還させることができる。なお、虚偽や不正な手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、申請者に交付額の年10.95%の割合で計算した加算金の支払い義務を課すものとする。

- 2 知事は、前条の規定により交付の決定の取消しを受けた者が返還期日までに支援金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(虚偽や不正への対応)

第10条 知事は、申請者が要件を満たさないこと又は虚偽や不正な手段が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取、立ち入り検査等の調査を行う。なお、既に交付した支援金についても同様とする。

- 2 知事は、前項の調査の結果、申請者が要件を満たさないこと又は虚偽や不正な手段が支援金の交付後に判明したときは、第9条により申請者に支援金の返還を命ずる。
- 3 知事は、虚偽や不正な手段が発覚した場合には、原則として申請者の公表を行う。また、虚偽や不正の内容により、支援金の交付を受けた申請者を告発する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行することとする。

別表 1 (第 3 条関係) 国指定伝統的工芸品

産品名	対象事業者	団体
伊万里・有田焼	(1) 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	(2) 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、生地及び型の運送、溶剤、釉薬、絵具、商品用の箱等）の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去 1 年間に県内の伊万里・有田焼製造業者に原材料等を納入等した実績がある事業者	
唐津焼	(1) 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	(2) 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具、商品用の箱等）の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去 1 年間に県内の唐津焼製造業者に原材料等を納入等した実績がある事業者	

(注 1) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和 3 年 6 月 7 日までに加入した事業者をいう。

(注 2) 「過去 1 年間」とは、令和 2 年 6 月 8 日から令和 3 年 6 月 7 日までをいう。

別表 2 (第 3 条関係) 県指定伝統的地場産品

産品名	対象事業者 (県内事業者に限る)	事業者・団体
鹿島錦	右項に掲げる団体	鹿島錦保存会
佐賀錦	同上	佐賀錦振興協議会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社
鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

(注) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和 3 年 6 月 7 日までに加入した事業者をいう。

別表 3 (第 3 条関係) 県指定に準ずる伝統的地場産品

産品名	対象事業者 (県内事業者に限る)	事業者・団体
尾崎人形	右項に掲げる団体	尾崎人形保存会
のごみ人形	右項に掲げる事業者	のごみ人形工房
佐賀酒	右項に掲げる団体に加入する事業者又は右項に掲げる団体が推薦する事業者	佐賀県酒造組合

(注) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和 3 年 6 月 7 日までに加入した事業者をいう。